

近世大坂における幕府御用達廻船商の記録

― 菅屋・飯田家文書 「先年々御用向并勤方明細書」 について ―

飯田友子

はじめに

筆者の祖先である菅屋は、代々久兵衛を名乗り、江戸時代初期から幕末に至るまで、大坂において幕府御用達廻船商を営んでいた。現在の飯田家は、商業からは離れ、第四代菅屋久兵衛に当たる飯田直好（一六八九～一七六五、以下「直好」と記す）の建立した西願寺（大阪市住之江区）の住職を務めている。西願寺は、開創当初より真言律宗に属し、一字金輪三尊像を本尊としているが、これは他にはあまり類例を見ない作例である。その背景には、航海安全等を願う直好の意向があった。

筆者はかつて、拙稿「西願寺蔵一字金輪三尊像について」^①において西願寺本尊像の配置と、それを建立した直好の仏教信仰について論じ

た。さらに拙稿「近世上方商人の仏教信仰について」^②では、直好一人に止まらず、当時の上方商人達の仏教信仰のあり方について、黄檗宗・真言律宗との関わりに着目して論じた。

この度、菅屋・飯田家に伝えられてきた家業に関する資料群（以下、菅屋・飯田家文書と略）について、概略を紹介して論じる機会を得た。本稿は、菅屋・飯田家文書中の一冊である、「先年々御用向并勤方明細書」（以下、「明細書」と略）の内容を要約して紹介し、幕府の海運事業に菅屋がどのように関与していたのか、その実情の一端を明らかにすることを目的としている。この記録からは、幕府中枢と密接な関係を持ち、幕末期に至るまで幕府の海運事業全般にわたって、誠実に業務を遂行していた篤実な大坂商家の姿が浮かび上がって来る。

「明細書」の翻刻・校訂は、前大阪商業大学商業史博物館学芸担当の丸尾佳二氏のご尽力によるものである。また、本論文の執筆に際しては、種智院大学客員教授・野口圭也氏、佛教大学教授・渡邊忠司氏の協力を得た。また、函館市史編さん室（平成一九年三月末閉鎖）・紺野哲也氏、住友史料館・安国良一氏、三井文庫・永井伴子氏には資料の提供と助言を頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

第一章 苦屋・飯田家文書の概要

第一節 苦屋と飯田直好

苦屋は、代々久兵衛を名乗る、海運業者であった飯田家の通称・屋号である。苦屋の「苦（トマ）」とは、船の積み荷の上に掛けたり、船の胴の間に葺いた屋根のことを指す。初代久兵衛は、寛永年間（一六二四～一六四四）に大坂中戎島町（現・大阪市西区）に店舗を構え、幕府の許可を得て、航路は一時南洋にまで及んでいた。鎖国政策のためその後衰退するが、四代目直好の時、寛保二年（一七四二）に幕府御用達差配になり、直好の没後も幕府の海運事業を掌握していた。明和五年（一七六八）には打ち壊しの被害に遭遇し、田沼意次失脚時には融資が貸し倒れるなどの悪影響はあったが、幕末期の嘉永版（嘉永年間一八四八～一八五四）の武鑑資料でも廻船御用達棟梁の地位を保っていた。しかし幕末時の動乱で逼塞した³。

この明和の打ち壊しは、幕府・大坂町奉行所による「家質奥印差配所」の設置に反対して起きた、大坂町民の反発であった。差配所設置以降は、町人・百姓らが所持する家屋敷・土蔵等々を抵当にして金を借りる時は、差配所に証文を差し出して奥印を受けなければならぬ、というものであった。また他所から金を借りている場合も、更新時には差配所からの借金に切り替えねばならず、手数料が必要になり、借金も公になり商売にも差し障りが出、家屋敷の値段が下落し町中衰微の原因になるとのことで、町民達が団結して反対運動を起こしたものである⁴。渡邊氏のご教示によれば、差配所の発案者は江戸の商人で、おそらくは江戸商人と幕府に関わりの深かった苦屋がその標的となったと考えられる、とのことである。

苦屋の歴史の中でも特筆されるのは、第四代久兵衛の直好である。ただし「明細書」では、御用達としての初代の意味からか、直好を初代と記述している。直好は、元禄二年（一六八九）に生まれ、明和二年（一七六五）に七六歳で没している。当時は幕府御用米は官船のみで輸送されており、円滑ではなかった。それを民間の船を随時利用すべきだと進言し、御用達となる。寛保二年（一七四二）御用達差配、御廻船御用所に指定され、幕府の海運事業を掌握する。寛保年間（一七四一～一七四四）には、安治川河口に堆積していた流砂を私費で排除している。

また直好は神仏に対する信仰の念極めて厚く、西願寺建立の他にも仏教興隆のための活動を各地において積極的に行っていた。讃岐

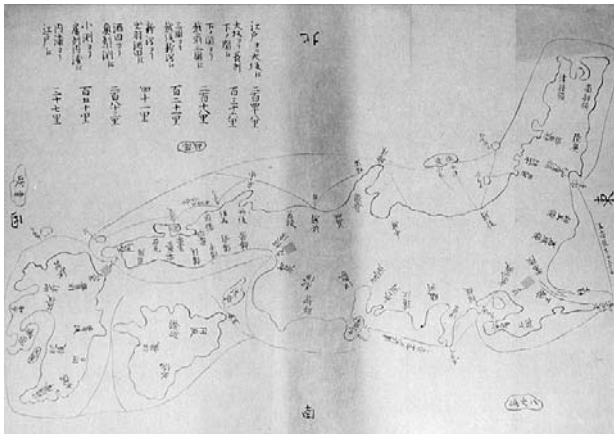
(現・香川県三豊郡仁尾町) 覚城院に尊勝曼荼羅を寄付し、また愛知県幡豆郡吉良町の専長寺に現存し、国の重要文化財である阿弥陀如来の光背・台座の修理も行っている。銘文は享保一七年(一七三二)である。^⑥さらに直好の胴骨が分骨埋葬されている現在の大阪市西区の黄檗宗・九島院には、「川口の海運業者で幕府の御用商であり、官より黄金を賜り数十の大艘を造らしむ。巨万の富を築くが、施しを好み、困窮した。また信仰の念厚く廃寺復興その数を知らず。後水尾法皇が九島院で行うことを決めた孟蘭盆施餓鬼が経済的な事情で中断されていたのを復活させ、九島院の荒廃を嘆き復興の土台を築いた」という旨を記した墓碑文が残っている。^⑦

第二節 苫屋・飯田家文書の意義と特色

苫屋・飯田家文書は、江戸時代初期の寛永年間(一六二四～四四)から明治時代に至るまでの約三百年間の苫屋の記録である。文書・絵図・簿冊からなる。数としては約二百点、約三千枚程度だと見積もられている。黒色の鮫皮に「御用」と朱書きした箱に収められている(図版①)。

その一部を紹介しよう。文書類では、寛保二年(一七四二)と安永三年(一七七四)の「廻船定差配請負証文」、寛保三年(一七四三)「中国・西國御私領方大坂御廻米運賃並大坂ヨリ江戸廻運賃」、宝暦一四年(一七六四)「廻船造立御前借御願書」、文化七年(一八一〇)「朝鮮信使來聘二付御用荷物大坂より対州迄積船送状」等がある。

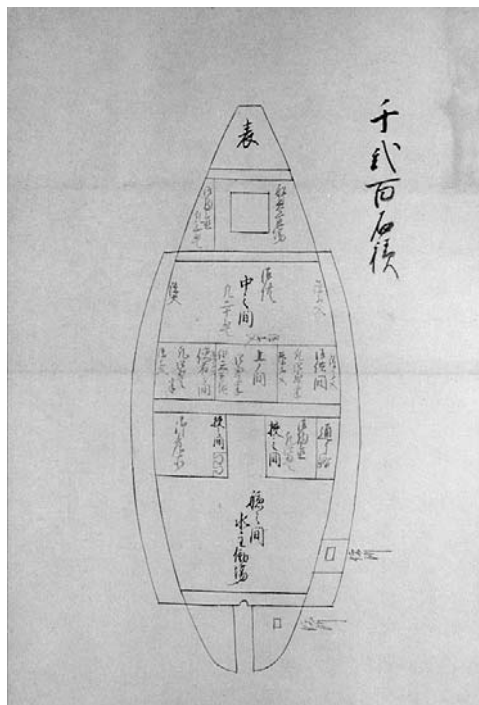
また絵図では、寛政一三年(一八〇一)「南京船漂着場所(遠州湊村)(現・静岡県磐田郡)図面」、天保一二年(一八四一)「日本湊絵図」(図版②)、「懷寶大坂図」、「大坂川口(現・大阪市西区)絵図」、「荒浜湊(現・宮城県亘理町)ヨリ石巻湊(現・宮城県仙台市)迄海陸絵図」、「伊勢湾絵図」、「陸奥国寒風澤湊(現・宮城県塩竈市)絵図」、「豊島形二番御船修復之図」、「千式百石積船絵図」(図版③)、「苫屋図面」、「江戸苫屋図面」等がある。冊子では、商売の記録を年代別にまとめた形の冊子が時代ごとに存在する。



② 苫屋・飯田家所蔵「日本湊絵図」



① 苫屋・飯田家所蔵「御用箱」



③ 苫屋・飯田家所蔵「千式百石積船図」

先に述べたように、直好は一字金輪三尊像を本尊とする真言律宗西願寺を延享五年（一七四八）に建立した。しかし建立から現在に至るまで二五〇年を経過し、幾たびかの台風被害や阪神大震災による傷みも激しく、平成一一年（一九九九）より西願寺本堂および本尊の修理を開始し、平成一三年（二〇〇一）に落慶法要を行った。また、平成一七年（二〇〇五）には、筆者が真言律宗の僧籍を取得した。この間には、上述の二編の論文を発表することができた。

このようにして、数年を費やして苫屋・飯田家の歴史を探り、西願寺の整備を進めてきたなかで、苫屋・飯田家文書の研究が、筆者にとって残された課題となったのである。

先に述べたように、苫屋・飯田家文書は江戸時代大坂の廻船御用達

商人に伝わった資料群である。米の運搬（廻米）のほかにも幕府の重要な海運政策に関与し、実行していた大坂商人の文書は現在に至るまで研究対象とされていない。またこのような内容の文書の存在が明らかになった例もない。今回紹介する苫屋・飯田家文書は、近世日本史研究の空白地帯である、近世海運史の重要な一端の解明に繋がる、大きな価値を持つ貴重な歴史的・一級資料と言えるだろう。

第二章 「先年々御用向并勤方明細書」の概要

第一節 文書の性格

はじめに、苫屋・飯田家文書中の一冊であり、今回取り上げた、「明細書」の概要を記しておきたい。まず形態は、次の通りである。一枚が二四×三四センチメートルの和紙を、半分に折り、コヨリにて袋とじにした、縦二四×横一七センチメートルの縦帳となっている。裏表の表紙を入れて、全部で三六枚の和紙から成る。そのうち、裏表紙を除く最後の二枚に記述はない。三三枚目までが記述のある部分である。表紙には次のように書かれている。

(朱書)

「嘉永元申年改
認方調置下書」

先年々御用向并勤方明細書

廻船御用達

菅屋久兵衛

表紙を除いた記述のある頁は、一頁につき七行の記述があり、見開きで一四行である。一行につき、概ね二〇〜二四文字である。改行等についてはこのかぎりではない。

記述されている期間は、享保八年(二七二三)の御廻米廻船御用達賃入札の落札に始まる。それ以前も御用を勤めていたが、書物は焼失して不明であると記されている。最後の記述は、安政二年(一八五五)の年頭献上物・御札である。

本文書の性格は、表紙に「嘉永元申年改認方調置下書」とあることからわかるように、廻船商であった菅屋の大坂での所轄官庁であった勘定奉行(經由老中)への提出物の下書であると思われる。提出者は、嘉永元申年の年号から、菅屋としては九代目であるが、(前述のように、「明細書」では御用達の初代に当たる菅屋四代目直好を「初代」と記述しているので)、「明細書」では五代目にあたる飯田直久だと考えられる。この文書をこの時に提出する必然性については、この

「明細書」だけからでは解明できなかった。

記述内容は、次節の分類にて詳述するが、簡単に紹介すると以下の通りである。

1. 菅屋が御用達となった経緯
2. 老中より勘定奉行を通じて申し渡された代替わり時の許可
3. 八朔および年末年始の献上物等の将軍家・役所との儀礼的つきあい
4. 廻船商のいわゆる日常業務である廻米⇨米輸送業務の詳細
5. 日常業務以外の輸送業務(大木・材木、江戸城石灯籠、御塩)
6. 航路や船の新造について
7. 同業者の動向
8. 不動産関係
9. 幕府の対外政策に関係する輸送(蝦夷地関係、朝鮮通信使関係、漂着南京人関係、亜美利加人への米輸送)

このように、廻船業を中心とする、菅屋の幕府御用達業務に関する編年の記録である。

第二節 文書記載事項の分類

本節では、「明細書」に書かれている事項について、内容と登場人物と地名の三点から整理を試みた。文中に記された年を西暦に直して列挙した。月が判明している場合は月も記入した。厳密に言うと、年頭と年末においては西暦年とずれが生じるが、それは考慮していない。一つの記事がいくつかの項目にまたがると判断される場合は、重複して分類した。

このように記事を分類することにより、菅屋が廻米御用達だけでなく、幕府の海運政策全体に関与して、その遂行を担っていたこと、また菅屋が幕府の命に応える技術と実績を持っていたことがよく理解できる。以下のⅠ～Ⅲは、表にまとめた項目の抜き書きである。

Ⅰ. 文書記載内容の項目別分類

- 一、菅屋の幕府米輸送御用達に関する事項
- 二、米輸送業務の詳細、臨時廻米など
- 三、幕府の対外政策に関わる、特別な米・その他の輸送
- 四、米以外に、幕府御用と思われる運送業務を行っていたこと
- 五、航路や船の新造など
- 六、将軍家・役所との儀礼的つきあい
- 七、同業者の動向
- 八、不動産関係
- 九、菅屋代替わりに関する記事⁽⁸⁾⁽⁹⁾
- 十、その他

Ⅱ. 記録記載人物

- 一、菅屋久兵衛・飯田家歴代の当主たち⁽¹⁰⁾
- 二、幕府関係者
 - ①将軍（六名）
 - ②幕府重職
 - ア、老中（一六名）
 - イ、勘定奉行（一六名）
 - ウ、江戸町奉行（二名）
 - エ、目付（二名）
 - オ、不明（二名）⁽¹¹⁾
- ③幕府役人 勘定所の者と思われる。 （二七名）

Ⅲ. 廻船の出発地と到着地

- 三、同業者・その他⁽¹²⁾（七名）

(九)の「代替わり」に関してであるが、菅屋代替わりは、老中によって認められ、勘定奉行を経由して勘定所役人から申し渡されていたことがわかる。他の御用達商人であった住友家と三井家の事例を調べてみた結果、三家ともに同じ形式で代替わりが認められていたものと思われる。「老中→所轄官庁の奉行→所轄奉行所からの申し渡し」という形式であったといえるだろう。本文書からは倅に御用見習いを仰せつけている。代替わり前から跡継ぎに廻船業の見習いをさせ、季節の挨拶回りもさせている。当主存命中に廻船業の技能と手腕を習熟させ、当時の生活の基盤であった米の輸送である、毎年廻船御用に支障のないよう、円滑・速やかに代替わりを行うための方策と思われる。(注8)・(注9)

I. 文書記載内容の項目別分類

記載項目	記載のある年と月				
	1728年	1732年 9月	1733年 9月	1740年	1742年 6月
(一) 苫屋の幕府米輸送御用達に関する事項	1745年閏12月	1746年 7月	1767年 8月	1780年 8月	1780年11月
	1796年	1810年	1814年	1833年	1834年 9月
	1837年				
(二) 米輸送業務の詳細、臨時廻米など	1732年	1733年	1755年	1763年	1772年
	1774年	1784年 4月	1784年10月	1786年 5月	1787年
	1789年 8月	1794年	1795年	1796年	1833年
	1834年 9月	1835年 7月	1837年	1839年	1843年
	1844年	1845年	1846年 7月	1847年 7月	
(三) 幕府対外政策関係 ① 蝦夷地関係	1784年10月	1807年			
(三) 幕府対外政策関係 ② 亜美利加人への米輸送	1854年 6月				
(三) 幕府対外政策関係 ③ 漂着した南京船の人と荷物の輸送・難破船処理	1754年 4月	1780年 5月	1801年12月	1807年	1808年 2月
	1816年 1月	1816年 9月	1826年 1月		
(三) 幕府対外政策関係 ④ 朝鮮通信使関係	1810年 8月	1812年10月			
(四) 米以外の幕府御用らしい件 ① 矢作橋の為の材木など大きな木材	1745年	1761年	1766年 8月	1769年	1772年 4月
	1776年 2月	1780年10月	1839年		
(四) 米以外の幕府御用らしい件 ② 江戸城石灯笼・銅	1759年 2月	1838年 9月			
(四) 米以外の幕府御用 ③ 塩	1778年				
(五) 航路関係・船の新造など	1763年	1764年 5月	1784年	1789年 8月	1844年
(六) 将軍家・役所との儀礼的つきあい ① 八朔	1746年	1748年	1753年	1755年	1760年
	1765年	1769年	1771年	1774年	1775年
	1776年	1777年	1778年	1784年	1790年
	1793年	1794年	1795年	1801年	1810年
	1819年	1848年	1849年	1854年	
(六) 将軍家・役所との儀礼的つきあい ② 節句	1779年	1780年			
(六) 将軍家・役所との儀礼的つきあい ③ 歳暮	1746年	1760年	1771年	1782年	1784年
	1847年	1848年	1853年	1854年	
(六) 将軍家・役所との儀礼的つきあい ④ 年頭	1747年	1761年	1772年	1783年	1785年
	1787年	1815年	1847年	1848年	1849年
	1854年	1855年			
(六) ⑤ 月次御礼	1780年	1782年	1817年		
(六) 将軍家役所との儀礼的つきあい ⑥ 将軍家関係慶事	1760年 9月	1786年11月	1787年 4月	1794年 9月	1853年 9月
	1853年12月				
(六) ⑦ 将軍家関係仏事	1761年 7月	1815年 3月			
(七) 同業者の動向	1740年	1742年	1789年 8月	1807年	1843年
	1844年	1845年			
(八) 不動産関係	1761年 1月	1771年12月	1787年	1819年	1849年12月
	1850年 5月				
(九) 苫屋代替わりに関する事項	1760年12月	1765年 3月	1765年 8月	1765年 9月	1767年 8月
	1776年 8月	1781年10月	1782年11月	1810年10月	1814年 8月
	1815年 1月	1815年 7月	1815年 9月	1815年10月	1817年11月
	1834年10月	1839年 3月	1839年 9月	1839年12月	1846年12月
(十) その他	1779年	非常旅行の節の道中帯刀許可			

II．記録記載人物 (一) 苫屋久兵衛・飯田家歴代の当主たち

名 前	代	戒名または 幼名	代替わり時期	没 年 月 日
直好の父	先代 (苫屋では三代)	戒名 浄阿		宝永5年 (1708)
直好	初代 (御用達として初代・苫屋として四代)	戒名 自明本覚		明和2年 (1765) 3月2日
直規	二代 (御用達として二代・苫屋として五代)	幼名 平三郎	明和2年 (1765) 3月2日代替わり・ 9月9日跡目を継ぐ	天明元年 (1781) 8月14日
直長	三代 (御用達として三代・苫屋として六代)	幼名 五一郎	天明元年 (1781) 10月代替わり	文化11年 (1814) 3月27日
直如	四代 (御用達として四代・苫屋として七代)	幼名 一二郎	文化12年 (1815) 9月代替わり	天保9年 (1838) 10月2日
直久	五代 (御用達として五代・苫屋として八代)	幼名 久二郎	天保10年 (1839) 9月代替わり	

五代 (御用達として五代・苫屋として八代) 直久が、本「明細書」の作成・提出者であると考えられる。(注10)

II．記録記載人物 (二) 幕府関係者 ① 将軍

将軍名	代	記録の年月日	記 録 内 容
徳川家継	七代	1815年3月2日	百回忌の法要に、倅が増上寺に拝礼
徳川家重	九代	1761年7月23日	増上寺での没後法要 (6月12日没→多分七七日忌) に倅が拝礼「この後ご法要の度毎には罷り出候」とある
徳川家治	十代	1760年9月2日	「将軍宣下」の記事
徳川家斉	十一代	1787年4月23日	「将軍宣下」の記事
徳川家慶	十二代	1794年9月26日	誕生の翌年にあたる「若君様山王御宮参の節に道筋で御目見」の記事
徳川家定	十三代	1853年12月4日	「将軍宣下」の記事

新将軍の宣下に際して、「恐悦御礼申し上げ奉り候」とある。将軍の法事に倅が拝礼し、若君の御宮参りにお目見えとの記事もある。一般の商家では通常このようなことは許されないのではないと思われる。苫屋がいかに幕府中枢と深い関係を持っていたかを表す記事といえるのではないだろうか。

II．記録記載人物 (二) 幕府関係者 ② 幕府重職

登場時点での役職で分類すると以下の通りである。【 】内の年はその年に記録はあるがその役職には就いていない。「明細書」本文中には姓と官職名だけで諱は書かれていないが記した。

(ア) 老中 (16名)

名 前	諱	登 場 年			
松平左近将監	乗邑	1742年6月			
松平右近将監	武元	1765年	1767年8月		
松平右近太夫	輝高	1779年11月	1780年11月		
水野出羽守	忠友	1781年			
戸田采女正	氏教	1801年12月			
青山下野守	忠裕	1808年2月			
牧野備前守	忠精	1810年10月	1811年10月	1814年8月	1815年8月
酒井讃岐守	忠進	1815年10月			
土井大炊守	利厚	1816年9月			

II. 記録記載人物 (二) 幕府関係者 ② 幕府重職

(ア) 老中 (続き)

名 前	諱	登 場 年	
大久保加賀守	忠真	1834年10月	
松平和泉守	乗寛	1839年 3 月	
水野越前守	忠邦	1839年12月	
青山下野守	忠良	【1839年12月】	1846年
牧野備前守	忠雅	1847年 4 月	
松平和泉守	乗全	1850年12月	
阿部伊勢守	正弘	1854年 6 月	

この他に、「ご老中方」の記事が1733年 9 月にある。この時の老中は、酒井讃岐守忠音・松平伊豆守信税 (祝)・松平右京大夫輝貞・黒田豊前守直邦の 4 名である。

(イ) 勘定奉行 (16名)

名 前	諱	登 場 年			
杉岡佐渡守	弥太郎能連	1732年 9 月	1733年 9 月		
細田丹波守	弥三郎時以	1732年 9 月	1733年 9 月		
松平筑後守	正春	1733年 9 月			
神尾若狭守	五郎三郎春央(尹)	1742年			
石谷備後守	清昌	1760年12月			
安藤弾少弼	惟 (雄) 要	1780年			
松本伊豆守	十郎兵衛秀持	1782年11月			
小笠原伊勢守	三九郎長幸	1810年10月			
肥田豊後守	頼常	1814年 8 月			
柳生主膳正	久通 (道)	1815年 7 月	1815年 9 月		
榊原主計頭	忠之	1815年10月			
服部伊賀守	貞勝	1817年11月			
土方出雲守	勝政	1834年 9 月			
明楽飛騨守	茂村	1834年 9 月	1839年 9 月		
松平河内守	四郎近直	【1839年12月】	1846年	1849年12月	1854年 6 月
石河土佐守	政平	1847年 4 月	1847年 7 月	1850年12月	

(ウ) 江戸町奉行 (1名)

名 前	諱	登 場 年
曲淵甲斐守	景漸	1784年10月

(エ) 目付 (1名)

名 前	諱	登 場 年
田谷仙右衛門		1733年 9 月

(オ) 不明 (1名)

名 前	諱	登 場 年
松平伊豆守	(注)11	1849年12月

記録記載人物は、老中と勘定奉行が殆どを占める。これらは幕府中枢の政策担当者と経済・運輸業務の担当者である。幕府御用達の立場から、幕府中枢と深い関係を持っていたことがわかる。

Ⅱ．記録記載人物 (二) 幕府関係者 ③ 幕府役人(17名) (勘定所の者と思われる)

名 前	登 場 年			
天野助治郎	1760年12月			
犬塚権之助	1760年12月			
山崎岡右衛門	1760年12月			
川口久三郎	1765年3月			
松本利右衛門	1765年3月	1767年8月		
横屋幸之進	1780年11月			
中野藤十郎	1781年10月			
金沢安太郎	1781年10月			
宮川小十郎	1781年10月			
松山惣右衛門	1801年12月			
加藤惣兵衛	1808年2月			
水野藤九郎	1811年10月			
中川忠五郎	1814年8月	1815年10月	1816年9月	1817年11月
村井栄之進	1839年3月			
竹内清太郎	1847年7月			
後藤一兵衛	1849年12月			
内藤茂之助	1849年12月			

Ⅱ．記録記載人物 (三) 同業者・その他(7名)

名 前	登 場 年			
筑前屋作右衛門	1740年			
河内屋太郎兵衛	1742年6月			
佃屋勘右衛門	1742年6月			
上総屋半次郎	1789年8月			
佃屋勘左衛門	1789年8月	1807年		
筑前屋新五兵衛	1789年8月	1807年		
村岡玄超	1850年	(注)12		

Ⅲ．廻船の出発地と到着地

廻船の出発地と到着地	記 録 年			
1. 江戸・東海道筋から西国	1732年			
2. 江戸から大坂	1745年	1766年8月	1769年	1784年4月
3. 大坂から江戸	1759年12月	1772年4月	1787年	1845年
4. 相州浦賀(現・神奈川県横須賀市)から肥前長崎	1754年4月			
5. 奥州筋廻米	1755年8月			
6. 江戸から三州平坂(現・愛知県・矢作川河口)	1761年	1780年10月	1839年	
7. 佐渡(現・新潟県)から大坂	1763年			
8. 駿州焼津湊(現・静岡県駿河湾)から江戸	1774年			
9. 奥州山田浜(現・岩手県山田港)から江戸	1776年2月			
10. 讃州小豆島(現・香川県)から駿州清水湊(現・静岡県)	1778年			
11. 房州朝夷浦(現・千葉県南房総市)から長崎	1780年5月			
12. 越中(現・富山県)・越後(現・新潟県)から江戸	1786年5月			
13. 奥州荒浜(現・宮城県亘理町)から寒風沢湊(現・宮城県塩竈)經由で江戸	1789年8月			
14. 奥州仙台領石巻湊(現・宮城県仙台市)から江戸	1794年	1795年		

Ⅲ．廻船の出発地と到着地（続き）

廻船の出発地と到着地	記 録 年		
15. 志州烏羽湊（現・三重県）から長崎	1810年		
16. 総州銚子湊（現・千葉県）から長崎	1807年		
17. 江戸から箱館（現・北海道函館）	1807年		
18. 越後（現・新潟県）から 松前（現・北海道松前）	1807年		
19. 江戸・大坂から対州（現・長崎県対馬）	1810年 8月		
20. 豆州加茂郡下田湊（現・静岡県伊豆半 島下田）から肥前長崎	1816年 2月		
21. 肥後（現・熊本県）・筑前国（現・福 岡県）から江戸	1834年 9月		
22. 遠州榛原郡下吉田村海岸（現・静岡県 榛原郡吉田港）から長崎	1826年 1月		
23. 筑前国（現・福岡県）から江戸浅草御蔵	1835年 7月		
24. 諸国御城米を江戸	1837年		
25. 銅（出発地不明）を江戸	1838年 9月		
26. 越後（現・新潟県）から江戸	1839年	1843年	
27. 出羽（現・山形県・秋田県）から江戸	1848年		
28. 江戸小菅（現・東京都葛飾区）から浅 草（現・東京都台東区）	1846年10月		
29. 浅草（現・東京都台東区）から神奈川	1854年 6月		

これらにより、苦屋の活動が全国に及んでいたことがわかる。通常の大坂と江戸の往環は、毎年の日常業務であったので、いちいち記していないと思われる。

第三章 近世海運と苦屋の役割

I 「先年々御用向并勤方明細書」の内容と特色

第一節 「御城米御用達」制と苦屋

I. 「御用達」制への過程

まず、廻米の入札請負制と御用達制について見てみよう。渡邊氏は「近世畿内幕領年貢米の江戸廻米制」^③近世前期廻米制成立期を中心に「」において、江戸時代の廻米制度について、次のように論じておられる。

正徳二年（一七一二）に廻米回漕規定の部分改定が行われた。これは、廻船請負人入札制度によってある程度自由化されていた廻米の廻船請負が、固定化されたのである。入札制であった時代には、廻船請負人の増加とそれによる運賃低下から難船が多発し、劣等な船舶・船員と水主が跋扈していたようである。これを改善するために採られたのが、廻船請負人を固定する廻船差配役であり、廻船御用達制であった。その最初の御用達が、苦屋久兵衛である。

また正徳の部分改訂に続き、寛保二年（一七四二）には、廻船差配の年季御用から定差配へと移行していることが『町奉行所日記』「廻船方覚書」に記されている。このときの定差配も苦屋久兵衛である。廻船差配役に固定化される以前からも、享保八年（一七二三）の請負入札制の時から、入札によって年季では廻船請負人を勤めていたが、これにより廻船の手配が苦屋久兵衛の専任として固定されたので

ある。

この記述は、「明細書」の寛保二年（一七四二）の部分にも確かに記述されている。この時の苦屋久兵衛は、飯田直好であり、五三歳の時であった。以下に翻刻文をあげておく。改行は、原文通りではない。

一元文五申年、筑前屋作右衛門与申者、是迄五畿内・中国・西国廻船御用初代久兵衛同様相勤罷在候処、右作右衛門御用方差支候義有之、御用被召上候二付、右国々之分も一円久兵衛江被仰付候二付、忝人二而奉相勤候

廻船方

一寛保二戌年六月廿八日、永々定役二被仰付候旨、松平左近将監殿被仰渡候段、於御勘定所、神尾若狭守殿被仰渡候、尤惣御廻米高之内十分一者被成御除、為御見合年々入札ヲ以余人江被仰付候旨被仰渡候、此年惣御廻米高凡三拾万石程御座候二付、右之十分一三万石入札被仰付候処、大坂河内屋太郎兵衛与申者、落札二而三ヶ年相勤、四ヶ年目二ハ差支、中途久兵衛江被仰付、其翌年者右三万石又入札被仰付、佃屋勘右衛門相勤申候

「明細書」によれば、御用達として固定される過程においては、老中↓勘定奉行という、代替わりの際の裁可と同じ経路で幕府重職が関与していることがわかる。

苦屋が御用達になる過程について、渡邊氏は「いつから江戸廻米にかかわったか、それを商売としていたかは未詳であるが」と書いておられるが、「明細書」には苦屋が実績を積んでいく一方、他の業者が

「差支」有って廻米が苦屋に任ざれていく過程が、先にあげた原文前半部分に記されている。また、これより以前の事であるが、享保一八年（一七三三）には、米の虫食いにより西国において餓死者が出、救助の為の急な廻米に無事対処したので、年季さしのべとなり、運賃は過去一〇年間の入札直段の平均とする旨の記述が見られる。

また渡邊氏の論文では、文政四年（一八二二）の記録として、苦屋久兵衛と佃屋勘右衛門、筑前屋新五兵衛と広嶋屋平四郎の組み合わせで取り仕切っていた、と述べられている。これに対して「明細書」には、佃屋と筑前屋の名前は何度も出てくるが、広嶋屋の名前は見あたらない。寛政元年（一七八九）の記事、文化四年（一八〇七）の記事を見ると、この時期には専ら、苦屋・佃屋・筑前屋の三人で廻船を勤めていたように読める。しかし古田良一氏の『日本海運史概説』¹⁾には、文化一〇年（一八一三）の記事として、廻船役所に「広島屋・佃屋・苦屋より」提出の書状の記述がある。ここでは広島屋が入った代わりに筑前屋が抜けている。

さらに天保一四年（二八四三）、同一五年（二八四四）、弘化二年（二八四五）には、「久兵衛他三人二而相勤奉候」との記事があり、この時点では四人体制が持続されていたことが分かる。

これを整理すると当初は苦屋一人、次に佃屋と筑前屋の加わった三人で勤めて、その後（文化四年から文化一〇年の間）に筑前屋が抜けて広嶋屋が加わった三人体制になり、文政一四年までに筑前屋が再び加わって四人体制になり、それが安政期にはまた筑前屋が抜けて、代

わりに加納屋が加わった、ということではないかと思われる。

古田氏の記述は、苫屋・佃屋・広島屋の連名で、航路に関して廻船役所宛てに送った書状に基づいている。この書状は苫屋・飯田家文書の中に現存しているが、「明細書」には文化一〇年（一八一三）の記事は全くない。このことから、苫屋にとってはこのような役所とのやりとりは、敢えて書き記す必要のないごく日常の業務とされていたと考えられる。

II. 海運と航路への関与

「明細書」の宝曆一三年（一七六三）に、佐渡の年貢米を大坂へ海路で運ぶことについて久兵衛が尋ねられて、試しに五百石運んでみたら別条無く勤めたので、その翌年から海路が定式になった、との記事がある。これは「西廻り航路の発達」の具体的な事例として注目される。ただし、『日本海運史概説』¹⁵では、既に寛文一二年（一六七二）年に河村瑞賢が、出羽の酒田から佐渡を経由する西廻り航路を確立している。また『日本海運史概説』には、「寛保元年十月苫屋久兵衛と云う者が出願して」とある。寛保元年とは一七一四年で、御用達を仰せ付けられる前年である。この時点で既に、苫屋が海運に関して強い発言力をもっていたことが理解できる。また「東廻り航路」については、「明細書」の寛政元年（一七八九）の記事に奥州荒浜（現・宮城県亘理町）のことが書かれている。奥州筋の江戸廻米を担当していた上総屋半次郎が辞めたいと願い、三代目久兵衛が小舟を使う等して行ったということである。また、寛政六年（一七九四）には、奥州仙

台藩の江戸廻米御用を仰せつけられている。苫屋の航路が拡大していく様子と同時に、河村瑞賢以降の時代の奥州の実情を知る資料である。また、天明四年（一七八四）には、諸国凶作（天明の飢饉）で、江戸の米が高騰したため、江戸の町を救うために大坂から江戸へ米三万石を急送している。同年は、蝦夷産物交易を試す為に新造船も行っている。また、天保一五年（一八四四）には、東海筋の新造船とともに、出羽での臨時買い上げを、江戸の御廻船御蔵納まで一式請け負っ

てもいる。幕府の海運事業への関与について、『日本海運史概説』¹⁶には、当時の様子が少し記述されているが、「明細書」の宝曆一四年（一七六四）の三万両や、天保一五年（一八四四）の二千五百両など、船を新造するための融資のことなども重要な新資料であると思われる。

また、明和九年（一七七二）には、苫屋による廻米積船廻着が早く、百姓方にも殊の外歓迎された、との記事がある。幕府御蔵への納米をもって、百姓衆の年貢納入完遂とされていたのであろう。

第二節 幕府対外政策と苫屋

I. 蝦夷地政策との関わり

苫屋はまた幕府の蝦夷地政策にも深く関与していた。この時期の幕府の蝦夷地経営は、大石学「享保改革と社会変容」¹⁷によると次のような状況であった。

天明三年（一七八三）に工藤平助が『赤蝦夷風説考』を著して北方

問題（対ロシア）の重要性を論じたところ、それを読んだ松本秀持が、天明四年（一七八四）蝦夷地の調査を田沼意次に提案した。田沼はそれに対して幕閣で議論して、調査隊を出すことにした。調査隊は天明五年（一七八五）に出発して、報告書を出した。それに基づいて田沼政権は蝦夷地の開発を企画したが、実行直前に田沼が失脚し、計画は頓挫した¹⁸。

ここに書かれている松本秀持とは、勘定奉行の松本伊豆守で、「明細書」の天明二年（一七八二）に、苦屋に対して「廻船御用方相統の申渡」を行っている。天明五年の幕府による蝦夷地調査隊の船が、「明細書」の天明四年（一七八四）にある「蝦夷地産物交易為御試、右御用并新規ニ廻船造立共一式引受御用被 仰付」という記事の船であることは間違いなさであろう。また古田氏によれば、田沼意次が『赤蝦夷風説考』を読み、ロシアの南下は国家の大事と考え、また幕府財政の窮乏を救うために蝦夷地に着眼した、とある。田沼意次が蝦夷地の資源に着眼したのはもともとで、『北門叢書』には次のように記されている。

当時は、鎖国で元来日本の交易港は長崎であるのに、外国持渡り品が多くなり、長崎交易高と平衡するようになり、幕府として調査すると、諸国の商人が赤蝦夷の方にまで入り込み勝手に異国人と交易している様子がわかった。天明四年（一七八四）に、松前藩に調査させてもらいがあかないので、新造船をして、調査・交易することになった。その交易に対する費用と新造船経費を合わせて三千両を、一切苦

屋久兵衛の責任において引き受けたいと言うので、希望に任せた、とある。この三千両は、二年後の天明六年（一七八六）に決済されている¹⁹。

この頃、蝦夷地特産の昆布や俵物（煎海鼠・干し鮑・フカヒレ）が、長崎における対中国貿易の主要輸出品であった。それが天明五年（一七八五）以降、それまでの八人の長崎商人による独占的請負（これが大変問題が多かった）から、長崎会所による直接買い入れへと変わっている²⁰。苦屋・飯田家文書には、長崎・出島に関する史料も現存している。

また、『赤蝦夷風説考』の解説には、天明六年（一七八六）に、松前藩が飛驒屋に請負わせていた東蝦夷地交易を、今後一箇年幕府の直轄となし、苦屋久兵衛をしてなさしむ、とある。この時の担当者も、蝦夷地交易を苦屋に独占的に命じたのも、先ほどの松本伊豆守である²¹。

さらに「明細書」には、幕府の蝦夷地政策に関連して、再度蝦夷の地名が出てくる。文化四年（一八〇七）に、「江戸表今箱館迄臨時御下米急御用被 仰付」また「越後国今松前迄臨時御下米急御用被 仰付」とある。この年の三月に、幕府は箱館等を含むこの地域の松前藩の領地全域を上知して直領とし、代地として九千石を与えて松前藩を陸奥国に転封している。この措置は一八二一年まで続いた²²。すでに寛政十一年（一七九九）に東蝦夷地が七年の年限をもって幕府直轄化されていたので、この時の蝦夷地全域の幕府直轄化に伴って幕府の役

人が蝦夷地に行くことになり、「臨時御下米」が必要となって、米輸送の御用達であった苫屋・佃屋・筑前屋に、箱館・松前までの廻船が、「急御用被 仰付」ということになったのであろう。

この輸送は、この後毎年のことになったはずだが、「明細書」の方には蝦夷の地名が出るのはこの時だけである。当時、三千両を借受け、巨大船を新造し、蝦夷に船を出すのはかなりの大事業であろうが、以降は日常業務になったので、特記していかないであろう。苫屋はそれほどの規模の廻船商であったのである。ちなみに新造船のうち二艘は八百石積の大船で、一艘につき一三三五両の費用であり、もう二艘はスピードのある飛脚船で、一艘につき八五両である。この他、船頭の人数や米・味噌・薪・雑費等諸費用、また払い下げ時の差し引きまで詳しく記した書状が、『北門叢書』に納められている。また苫屋・飯田家文書には、七百石積乃至千式百石積船の絵図も遺されている。(P4図版③)

II. 朝鮮通信使との関わり

江戸時代には將軍の代替わりの時に、朝鮮から通信使が来日して、陸路・海路にわかれて江戸まで来ていた。ところが天明七年(一七八七)の十一代將軍家斉の將軍宣下に際しては、松平定信が通信使来日延期を対馬藩に交渉させ、さらに通信使応接を江戸ではなく対馬で行うように交渉して、結局就任してからかなり後の文化八年(一八一八)に、朝鮮通信使が対馬に来島した。これを「易地聘礼(えきちへいれい)」と言う。そして通信使の来日自体が、この時が最後と

なった。²³⁾

「明細書」文化八年(一八一八)の記事にある「朝鮮信使来聘二付、対州表江御荷物運送御用滞無相勤奉候二付」というのは、この時のことである。また、苫屋・飯田家文書の中には、簿冊子以外の一枚物の書類としても、この折の朝鮮信使来聘に関する荷物を大坂より対馬まで積んだ送状や、この時以外の、朝鮮通信使に関する記述が存在している。これもやはり苫屋が幕府の政策に直接関わっていた重要な事例である。

「易地聘礼」以前の朝鮮通信使は、大坂にも訪れていた。直好が廻船差配として専任固定された寛延元年(一七四八)にも九代將軍家重の祝賀に来日している。釜山から大坂まで八百キロの海路は沿道の大名が千隻の迎護船を出し、淀川をさかのぼる為に土手から船を引く綱引き人足はのべ四万人で、淀川の兩岸は見物客であふれ、將軍一代の盛儀であり、庶民の大きな楽しみであったという。²⁴⁾当然、直好も船や人足とともに、参加していたことであろう。

III. 南京人・亜美利加人に関する輸送

第二章の、文書記載内容の分類の所でも紹介したが、漂着した南京人や、その荷物、難破船の処理も何度も行っている。また幕末に来航したアメリカ人へ下された米の輸送も、浅草御蔵から浦賀(神奈川県横須賀)まで請け負っている。

結び

筆者は以前に発表した二編の論文において、第四代苫屋久兵衛・飯田直好と、その他当時の上方商人たちの真摯な信仰と生活態度について論じてきた。彼ら上方商人たちは、勤勉に本業に励んだ成果で、天や公儀への恩返しとして、土木工事を推進し雇用機会を創出し、学問や信仰、芸術活動へと富を善用していた。天の道に叶い、文化を発展させ、社会をより良くしていくことが、上方の「お町人さん」の義務であり誇りであった。

本稿においては、その上方商人としての本業の実態について、苫屋・飯田家に伝わる多くの資料の中から「先年々御用向并勤方明細書」の一冊を取り上げて、内容を簡単に紹介してきた。

幕府や諸藩の公文書ではなく、実務に携わっていた商人の側の資料が、既に事業を離れているにもかかわらず、このような形で大量に保存されていたことは、希有な例と言えるのではないだろうか。今回はごく一部分を取り上げたのみであるが、幕府御用達の廻船業者として、廻米という流通の大動脈を担っているとの誇りをもって事業に励んでいた、代々の苫屋の姿が浮かび上がって来る。同時にまた、江戸時代の海運業の具体的な様相を、当事者の側から詳しく伝える資料として、近世商業史に新たな知見を提供するものと言えるだろう。

明治以降、日本の海運事業は短期間に近代化に成功し、世界に冠たる造船・海運大国となり得た。しかしそれを可能にしたのは、江戸時

代から培われてきた海運業の知恵と技術の蓄積があったからに他ならない。歴代の苫屋は、幕府御用達として江戸時代の海運の最先端を担い、廻米という当時の経済の根幹に関わる、運輸・物流の事業を誠実にを行うことよって、人々の生活を支え、今日まで続く日本海運の礎を築いたのであった。この度紹介した資料をはじめ、一連の苫屋・飯田家文書が、江戸時代の海運業と、大坂町人の商業活動の実態を明らかにする一助となることを願ってやまない。

註

- (1) 『密教学』三九号、種智院大学密教学会、二〇〇三年
- (2) 『密教学』四二二号、種智院大学密教学会、二〇〇六年
- (3) 西区史刊行委員会編『西区史』清文堂、一九四三年、一六二～一六六頁
- (4) 『新修大阪市史第四卷』大阪市、一九九〇年、一三七～一四三頁
- (5) 『覚城院調査について』『資料調査概報』、香川県教育委員会、一九九九年、三二～四一・六四頁
- (6) 『学叢』一五号、京都国立博物館、一九九三年、一四五頁
- (7) 「九島院苫屋飯田直好墓文」拙稿「西願寺蔵一字金輪三尊像について」二一〇・一三三～一三四頁
- (8)

○今井典子「近世中後期、老中の住友銅吹所見分と御目見・献上・拝領」『大阪商業大学商業史博物館紀要』第六号、大阪商業大学商業史博物館、二〇〇五年、五五～六二頁

○住友家が銅山御用達と、「住友」の苗字使用許可を得たのは文化八年（一八一二）である。それ以前の正徳二年（一七一）に銅座が廃止

され、銅吹屋仲間が長崎廻銅を請け負った時の措置としては、老中大久保加賀守（忠増）の命令として大坂町奉行から伝えられている。同時に銅吹屋本人が町奉行所へ出頭する時に脇差を帯びることが許可されている。また相続に関しては、老中に伺い奉行衆が命じたので、それが大坂へ伝達され、銅座から申し渡しを行う、という経路であった。また、先代が病気の折は、次代を名代とすることを視野に入れて業務に当たるとの指示もあった。以上は、住友史料館・安国良一氏のご教示による。

(9) 呉服商の三井家の「由緒書」などによると、譲替の際には勘定奉行に願い出をすると、勘定奉行から老中にお伺いをたて、願い出が通り御金奉行などより三井に仰せ渡されるという形式のようであった。以上は、財団法人三井文庫・永井伴子氏のご教示による。

(10) 没年月日は、「苦屋・飯田家過去帳」による。
 (11) 「松平河内守」「青山下野守」「松平伊豆守」の三名については、不明な点が残る。

○松平河内守

天保一〇年（一八三九）の記事に出てくる。二千石の旗本で、名前は松平四郎近直。弘化元年（一八四四）八月までは目付、弘化元年（一八四四）八月から安政四年（一八五七）七月までは勘定奉行、その後は田安家家老となった。天保一〇年（一八三九）の時点での役職は不明。旗本としては出世街道をたどったが、人名事典等には出てこない。勘定奉行は勘定方から上がることが多いので、天保一〇年の時点では勘定所の役人であったと思われる。

「河内守」のような官職名を名乗れるのは従五位下に叙せられねばならず、旗本が従五位下になるには遠国奉行以上の役職につかねばならないので、天保一〇年の時点では勘定所の役人であったとすると、その時にはまだ「河内守」は名乗れなかったことになる。

松平近直がいつから「河内守」を名乗ったのかはわからないが、この文書が書かれたのが冒頭に記されている嘉永元年（一八四八）以降

なので、その時にはすでに勘定奉行になっており、「河内守」が名乗れるようになっていた。すなわち、天保一〇年の時点では「河内守」ではないが、この文書が書かれた時点では「河内守」なので、文書が書かれた時点での官職名を記したものと思われる。

○青山下野守

文化五年条に既出。丹波篠山城主の青山忠良であるが、天保一〇年の時点では「下野守」ではなく「因幡守」で、寺社奉行を勤めている。寺社奉行には天保八年（一八三七）五月に就き、奏者番を兼任。天保一一年（一八四〇）一月に大坂城代になり「下野守」を名乗る。その後、弘化元年（一八四四）二月より嘉永元年（一八四八）九月まで老中を勤め、病気で退任している。

天保一〇年時点では「下野守」ではなく「因幡守」だが、ここでも上記のように、文書が書かれた時点での官職名を記したものである。

○松平伊豆守

嘉永二年（一八四九）年二月の、「町屋敷被下」に関する記事に、上記の松平河内守と共に出てくる。松平河内守は、この時は勘定奉行である。

嘉永二年の時点で松平伊豆守を名乗る者が誰であるかを確認することができなかった。苦屋と幕府との関わりから考えると、単なる譜代大名ではなく、何らかの高い役職に就いていた松平伊豆守であることになる。この時代に近い「松平伊豆守」で、幕府の重職を務めた者は以下の通りである。

1. 松平信税（信祝） 遠江浜松藩主。享保一五年（一七三〇）七月から延享元年（一七四四）四月まで老中を勤める。
2. 松平信明 三河吉田藩主。宝暦一三年（一七六三）生まれ。天明八年（一七八八）二月から四月まで側用人、天明八年（一七八八）四月から享和三年（一八〇三）二月まで老中、病気で一旦退いた後、文化三年（一八〇六）五月に老中に再任され、文化一四年（一

八一七) 八月、死去まで勤める。次の松平信順の父。

3. 松平信順 三河吉田藩主。文政八年(一八二五) 五月から天保二年(一八三一) 五月まで寺社奉行、天保二年(一八三一) 五月から天保五年(一八三四) 四月まで大坂城代、天保五年(一八三四) 四月から天保八年(一八三七) 五月まで京都所司代、天保八年(一八三七) 五月から同年八月まで老中を勤め、病気で退任。天保一五年(一八四四) 三月二日没。

4. 松平信古 三河吉田藩主。奏者番を経て、安政六年(一八五九) 二月から文久二年(一八六二) 六月まで寺社奉行、文久二年(一八六二) 六月から慶応元年(一八六五) 二月まで大坂城代を勤める。嘉永二年の時点では役職不明。

嘉永二年のこの記事は、かつての「松平伊豆守殿」の「御書附」のことをいっているので、この「松平伊豆守」は嘉永二年よりも前の人物ということになる。

一方、「町屋式被下」に関する記事は、明和八年(一七七二) 一二月の記事にも見える。この時は「御書附」としか書かれていない。この「御書附」が嘉永二年の「松平伊豆守殿御書附」と同一であるとするならば(そのように考えるのが妥当と思われるが)、「御書附」の筆者は、上の四人の中では、明和七年(一七七〇) に三河吉田藩を襲封した松平信明の可能性が最も高いことになる。明和八年の時点では役職等は不明である。

- (12) 町屋敷の払い下げに関連して「村岡玄超上り屋敷」として名前が出てくる。熊井保編『江戸幕臣人名辞典』新人物往来社、一九八九年、一〇六六頁には、医者であったが、身持ちが宜しくなく、減高の処分があったと記録がある。年代も嘉永三年(一八五〇) と、合致している。

- (13) 『大阪の歴史』五五号、大阪市史編纂所、二〇〇〇年、五六～六八頁
 (14) 古田良一『日本海運史概説』同文書院、一九五五年、六五頁
 (15) 古田良一前掲書、一四三頁

- (16) 古田良一前掲書、六九～七〇頁

- (17) 大石学「享保改革と社会変容」同編『日本の時代史 16 享保改革と社会変容』所収、吉川弘文館、二〇〇三年、六四頁

- (18) 古田良一前掲書、一二三頁

- (19) 大友喜作編『北門叢書』一冊、北光書房、一九四三年、五〇～六六・一六三頁

- (20) 菊池勇夫「蝦夷島と北方世界」同編『日本の時代史 19 蝦夷島と北方世界』所収、吉川弘文館、二〇〇三年、七三頁

- (21) 大友喜作編前掲書、一二二～一二三頁

- (22) 菊池勇夫前掲論文、八〇頁

- (23) 藤田覚「近代の胎動」同編『日本の時代史 17 近代の胎動』所収、古川弘文館、二〇〇三年、四九～五〇頁

- (24) 谷直樹「外国人の見た大坂」なにわ物語研究会編『大阪まち物語』所収、創元社、二〇〇〇年、一〇〇～一〇四頁